

尾道市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助事業実施要綱を次のように定める。

平成 29 年 4 月 1 日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、建築物の壁、柱、天井等に露出して吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、その生命及び身体の保護を図るため、建築物の所有者等が行う除去工事等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、尾道市補助金交付規則（昭和 38 年規則第 18 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 吹付けアスベスト等 吹付けアスベスト及び重量比 0.1 パーセントを超えるアスベストを含有する吹付けロックウールをいう。
- (2) 補助対象建築物 市内に存する民間建築物（国、公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人その他地方公共団体の設立、出資等に係る法人の所有に属する建築物以外の建築物をいう。）をいう。
- (3) 除去工事等 補助対象建築物の吹付け建材について吹付けアスベスト等の除去又は封じ込め若しくは囲い込みに係る工事をいう。
- (4) 補助対象事業 補助対象建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が当該補助対象建築物に関して行う除去工事等をいう。
- (5) 建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 25 年国土交通省告示第 748 号）第 2 条第 2 項に規定する者をいう。

(除去工事等の基準)

第 3 条 除去工事等の基準については、次に掲げる要件の全てに該当する

ものとする。

(1) 施工者が次のいずれかの者であること。

ア 財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有する者

イ 石綿作業主任者を当該措置に係る作業主任者とし、かつ、建設業労働災害防止協会が発行する「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に従って施工する者

(2) 施工方法が次のいずれかによるものであること。

ア 財団法人日本建築センター編集・発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2006」

イ 建設業労働災害防止協会編集・発行の「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」

(3) 除去工事等の内容及び除去工事等を行った後の補助対象建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の関係規定（内装制限、耐火建築物等）に適合するものであること。

(4) 建築物石綿含有建材調査者が事業の計画（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第4条に規定する作業計画をいう。）の策定に関与するとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき事業を実施すること。

（補助対象者）

第4条 この事業の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 補助対象建築物の所有者等

(2) 市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）の滞納がない者

(3) 以前に同一事業の補助金の交付を受けていない者

(4) その他市長が適当と認める者

（補助対象事業及び補助の額）

第5条 補助対象事業において補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 吹付けアスベスト等の除去（建築物の除却時を含む。）又は封じ込め若しくは囲い込みにかかる工事に要する経費

(2) 廃アスベストの処分及び運搬に要する経費

(3) 建築基準法令の求める耐火性能を満たすために必要な耐火被覆等の施工を行うための経費

2 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、200万円を上限とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、除去工事等をする前に尾道市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 当該建築物に係る登記事項証明書その他当該建築物の所有者及び建築年月日が分かるもの（発行後3か月以内のもの）
- (2) 申請者が当該建築物の管理者である場合は、管理者であることを証する書類及び所有者の同意書
- (3) 補助対象建築物の所有者等の市税等納税証明書
- (4) 共同所有されている建築物にあつては共有者全員の同意書、区分所有されている建築物にあつては管理組合総会の議決書又は管理組合理事会議事録等
- (5) 写真（建築物の外観、アスベストの吹付け状況が確認できるもの）
- (6) 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図等（対象部位を明記したもの）
- (7) 当該建築物の壁、柱、天井等にアスベストが吹き付けられていることを証する書類
- (8) 建築物石綿含有建材調査者であることを証する書類及び当該調査者が事業の計画の策定に関与していることを証する書類
- (9) 施工計画書（建築物石綿含有建材調査者が関与した事業の計画に基づいたもの）
- (10) 除去工事等に係る補助対象経費の見積書
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請に当たって、交付を受けようとする補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との

合計金額を補助対象経費の消費税等相当額に対する補助額の消費税等相当額の割合で按分して得た金額をいう。以下同じ。) がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 3 この要綱に基づく補助金の交付は、一の補助対象建築物につき1回限りとする。

(交付決定の通知等)

第7条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、速やかに当該申請に係る書類等の審査及び現地調査を行い、補助金の交付及び補助金の額を決定したときは、尾道市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、尾道市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(除去工事等の着手)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条第1項の補助金の交付決定がされた日以後にアスベスト除去工事等の工事管理及びアスベスト除去工事等の施工に係る契約を行い、工事に着手しなければならない。

- 2 補助事業者は、工事に着手したときは、遅滞なく尾道市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助事業着手届出書(別記様式第4号)に除去工事等に係る石綿作業主任者及び施工に係る契約書の写しを添付して、市長に届け出なければならない。

(中止又は廃止の申請等)

第9条 補助事業者は、第7条第1項の規定による補助金交付決定後において除去工事等を中止又は廃止する場合においては、速やかに尾道市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助事業(中止・廃止)承認申請書(別記様式第5号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の事業(中止・廃止)承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認め、当該承認をすべきものと決定したときは、尾道市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助事業(中止・廃止)承認通知書(別記様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

- 3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長にその旨を報告し、指示を受けなければならない。

(変更申請及び通知)

第10条 補助事業者は、第7条の規定による決定を受けた後の事情の変更により補助金の交付額の変更を申請する場合は、尾道市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助事業変更承認申請書（別記様式第7号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をしたときは、尾道市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助事業変更承認通知書（別記様式第8号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(除去工事等実績報告)

第11条 補助事業者は、除去工事等を完了したときは、尾道市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助事業実績報告書（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 除去工事等の実施に関して施工者と締結した契約書等の写し
 - (2) 関係法令に基づく申請書等の写し（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、労働安全衛生法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成25年法律第104号）等）
 - (3) 施工者が発行した改修結果報告書の写し
 - (4) 除去工事等に要する費用の請求書の写し又は領収書の写し
 - (5) 除去工事等の作業前、作業中及び作業後のアスベスト粉じん濃度の測定結果を記載した書面
 - (6) アスベスト廃材処理に係る適正処理のマニフェスト票の写し
 - (7) 除去工事等の作業前、作業中及び作業後の写真
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による実績報告書を提出する者のうち、第6条第2項ただし書の規定により申請をした者は、補助金の交付決定額について消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを確認し、適合することを確認したときは、

交付すべき補助金の額を確定し、尾道市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助金額確定通知書（別記様式第 10 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 13 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、尾道市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助金交付請求書（別記様式第 11 号）を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

（交付決定の取消し）

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときにあっては、尾道市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助金交付決定（一部・全部）取消通知書（別記様式第 12 号）により補助事業者にその旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第 15 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消部分に関し、既に補助金が交付されているときは、尾道市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助金返還命令書（別記様式第 13 号）により、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（消費税相当額の確定に伴う補助金の返還）

第 16 条 補助事業者のうち、第 6 条第 2 項ただし書の規定により申請した者は、補助対象事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書（別記様式第 14 号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（その他）

第 17 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(効力の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付された補助金の取扱いに関する規定については、同日後もなおその効力を有する。

付 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。